

下諏訪向陽高校いじめ防止基本方針

長野県下諏訪向陽高等学校

1 いじめ防止等の対策の基本的な方針

(本校のいじめ防止等の対策の目指すもの)

本校には、1996年に生徒自治会が発信した「いじめのない学校づくり宣言」がある。そこには、自らの命を大切に作る心や自他を大切に作る心・感謝の心・郷土を愛する心などを醸成することを願う同窓生の決意がこめられている。この決意を永遠に引き継ぎ、学校の安心・安全を脅かす様々な言動に対して学校全体で毅然と対応していくと共に、その防止に努めていく。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

生徒一人ひとりがいじめを許さないという意識を持った生徒集団を作り上げる。

「発生してから対応する（事後対応）」のではなく、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」。

生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを得心させるとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重しあえる態度や心の通い合う人間関係を構築するコミュニケーション能力の素地を養う。

生徒の変化を見逃さず見守るために、全教職員が積極的に生徒とかかわるように努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見に努めるべく、いじめ防止の啓発指導、定期的なアンケート、全校生徒への訴えを継続的に行う。

個人面談及び三者面談等を通じて学級担任による聞き取りなど情報収集に努める。

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように「スクールカウンセラーの活用・いじめ相談窓口の周知等」相談体制を整える。

いじめに係わる相談・通報の窓口は、「いじめ不登校相談特別支援教育委員会」とする。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

いじめと思われる行為には、「いつでも・どこでも・だれもが・だれにでも」躊躇せず指導等関わりを持つ。

いじめに係る相談を受けた職員は、「いじめ不登校相談特別支援教育委員会」に報告する。委員会は生活指導係と連携を取り、速やかに事実の有無の確認をする。

いじめの事実が確認された場合は、速やかに事実確認を行うとともに被害生徒の保護を第一に考える。その際、取り組みは「いじめ不登校相談特別支援教育委員会」を中心に学校全体で組織的に行う。速やかに情報交換をし、一人で抱え込まない体制とする。

いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への支援を継続的に行う。

いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るために、保護者と連携しながら、いじめた生徒に対して別室においての指導・学習を行う。

いじめをはやしたてたり、それに同調したりしていた生徒に対しては、その行為自体がいじめと同じであることを理解させる。また、いじめを見ていた生徒達にも自分の問題として考えさせ、誰かに事実を伝える勇気を持たせる。

いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

犯罪行為として扱われるべきいじめについては、長野県教育委員会及び所轄警察署等と連携して指導に当たる。

いじめの原因は様々なものがあり、その対応も様々となる。学校だけで解決を図ろうとせずに、家庭、地域、関係機関との連携も積極的に行う。

(4) ネット掲示板や携帯電話のメール等への対応

生徒のネット利用の実態を把握するとともに、学校、家庭、関係機関が協力してネットの正しい利用や情報モラル等の指導を行う。

教員がネット関連機器についての最新の情報を持てるよう研修体制を作る。

ネットトラブルについて専門家による講演会等を実施しネットの正しい利用について生徒に意識を持たせる。

保護者に対して、ネットの使用について子ども任せにならないよう家庭でのルールづくりを要請する。また、フィルタリングについての必要性を伝え、実行して頂くように要請する。

3 「いじめ不登校相談特別支援教育委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校相談特別支援教育委員会」を設置する。

(1) 「いじめ不登校相談特別支援教育委員会」の構成

教頭、生活指導主任、人権教育係、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
各学年主任、生徒会係、PTA代表

(2) 活動内容

いじめ防止・不登校対策・特別支援教育の全体計画の検討・実施・点検。

いじめ防止に係る定期的（5月・7月・2月・その他）アンケート調査。

いじめ問題、不登校・発達障害の事例収集及び事例研究、外部講師による研修会。

学年会へ該当生徒の把握を依頼、学校不適應、不登校、発達障害等の生徒に関する相談カウンセラー等外部機関との連携。

いじめ・不登校等にかかわる相談窓口。

学校いじめ防止基本方針の家庭や地域への発信。

生徒・保護者から寄せられた情報の対応を検討する。いじめと認知した際には、生活指導係との連絡を密にするとともに組織的な対応の方向性を決定する。

ネットパトロールからの情報収集と対策。

4 誰かに相談できる体制づくり

相談室の整備や相談箱の設置、相談機関の周知を積極的に行う。

担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が相互に連携を図り、教育相談の場所や時間、実施方法などについて工夫改善し、どの子も相談しやすい体制を作る。

長野県教育委員会事務局内の「権利支援センター」の存在について生徒、保護者に周知する。

生徒が、問題を自分で抱えず、誰でも話しやすい大人に話のできる人間関係を築く。

生徒が、気兼ねなく訪れることの出来る相談室を設置し生徒保護者に周知する。

5 生徒の豊かな心や人権感覚、人間関係づくりの力を育てる取り組み

特別活動・ホームルーム活動を通して「正義感」「思いやり」などの豊かな心をはぐくむとともに生徒が互いに認め合い、学び合い、助け合う集団づくりを行う。

学級活動や生徒自治会活動等によるいじめ根絶のための自主的活動を推進する。

- * 新年度4月の時点で、1996年4月25日付け、生徒自治会により宣言された「いじめのない学校づくり宣言」の精神の確認を読み合わせにより全教職員生徒が行う。また、教室に掲示する。

いじめのない学校作り宣言

我が国では今いじめの問題が新聞やマスコミを騒がしている

いじめがいつ自分にいつ自分たちの周りで起こるとも限らない

私たちはこの問題を他人事のように見てはならない

私たちは生徒同士が気軽に話し合い意見を言える雰囲気を作り

お互いが理解を深める中でいじめについて考えていきたい

これをいじめのない学校作りの一歩としここに

いじめのない学校作りを宣言する

1996年4月25日

長野県下諏訪向陽高等学校

生徒自治会

全ての教育活動において、生徒の言語活動が適正に行われるようにするとともに、コミュニケーション能力の育成に努める。

人権感覚を養うために外部講師による講演会等を実施する。保護者・地域の住民等にも講演会を広く公開する。

6 教職員と生徒の信頼関係の構築

教職員は、一人ひとりの生徒はかけがえのない存在であるという認識を持ち生徒に伝え続けるとともに「いじめを受けている生徒を守り抜く」という姿勢を示す。

教員は、生徒が本気で授業に取り組むように指導方法を工夫し、分かる授業できる楽しい授業を実践するとともに生徒と共有する時間を確保する。

教職員は、全ての教育活動において、共感的な生徒理解に努め、生徒の声に耳を傾け、訴えを丁寧に受け止め適切に対応する。

いつでも、どこでも、誰にでも適切で公平な指導を行う。

7 教職員の人権感覚の向上

教職員は人権教育・いじめに関する研修を定期的に行うことにより、人権感覚の向上を図る。

教職員自身が率先して言語環境を整えるという認識を持ち、学年会、教科会等において、生徒への接し方を振り返る場を設ける。

教職員は、常に愛情を持って生徒の成長を見守り助ける。

8 家庭・地域・関係機関との連携

いじめや人権について、学年係等の各種通信で取り上げ、学校と家庭との緊密な連携を図る。

家庭においても基本的な生活習慣や善悪の判断などのルールやマナーを身につけるよう協力を求める。また、「心の安定は食事から」という考え方のもと毎日朝食を食べさせて頂くことや手作りの弁当を持たせてもらうことを願うとともに家庭での食事についてもかたよらないように協力を求める。

スクールソーシャルワーカーの活用などを通して、学校、家庭、相談機関や関係機関等が情報の共有化を図り、相互に連携した取組を行う。

いじめ・人権侵害において程度の著しい案件については、家庭と十分に協議をした上で警察機関等に相談し必要な手立てを図る。

9 いじめ防止等の取組みの年間計画

未然防止・早期発見の取組み

4月 「いじめのない学校作り宣言」の読み合わせ。…クラス・生徒自治会活動

1年生オリエンテーション合宿（仲間作り）の実施。…1学年

個人面談（生徒理解）の実施。…担任

5月 「インターネットトラブルに係わる講演会」の実施。…生徒指導係

「いじめに関するアンケート」の実施。…いじめ不登校相談特別支援教育委員会

7月 「生活振り返りアンケート」の実施。…生活指導係

「いじめに関するアンケート」の実施。…いじめ不登校相談特別支援教育委員会

三者懇談会の実施…担任

10月 「全校人権平和学習」の実施。…人権係

個人面談（生徒理解）の実施。…担任

11月 「松代研修」（平和・人権学習）の実施…1学年

12月 「沖縄修学旅行」（平和・人権学習）の実施…2学年

三者懇談会の実施…担任

2月 「生活振り返りアンケート」の実施。…生活指導係

「いじめに関するアンケート」の実施。…いじめ不登校相談特別支援教育委員

10 その他

- 1 いじめ不登校相談特別支援教育委員会において、各学期にいじめの防止等に係る反省を行い、実施計画の修正を行う。
- 2 いじめ不登校相談特別支援教育委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、及びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を決定する。
- 3 いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを自己評価し次年度の取組みに反映する。
 - ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること。
 - ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること。
- 4 運用は 2014 年 4 月 10 日から始める。